

## 大口町ホームページバナー広告取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大口町有料広告掲載事業に関する要綱第4条に掲げる広告の種類、規格、掲載期間、掲載料及び募集方法等、バナー広告の取扱に必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載する有料広告は、バナー広告とする。

(掲載位置)

第3条 バナー広告は、町ホームページのトップページにおいて、町が指定する枠に掲載するものとする。

(バナー広告の規格等)

第4条 バナー広告の規格は、原則次のとおりとする。

- (1) サイズは、縦70ピクセル×横140ピクセル以内とする。
  - (2) ファイル形式は、JPEGもしくはGIF形式（アニメーションGIF不可）とする。
  - (3) データサイズは、10キロバイト以内とする。
- 2 文字、イラスト等のデザインについては、見やすく配慮するとともに、町が直接広告をしているなどの誤解を与えるようなデザイン、配色、文字、ロゴ、字体、表現を使用してはならない。
- 3 バナー広告は、広告主が作成しなければならない。

(掲載期間)

第5条 バナー広告の掲載期間は、原則1ヶ月（1日から月末まで）を単位とし、当該年度内において最長12ヶ月とする。また、ホームページのメンテナンス等でホームページを一時的に閉鎖する場合は生じても、その期間は広告掲載期間に含めるものとする。

(広告掲載枠数)

第6条 バナー広告は、12枠とするが、申込多数の場合は増枠できるものとする。

(広告掲載料)

第7条 バナー広告の掲載料は、原則1枠につき月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 掲載料は、申込に係る金額を一括で前納するものとする。

3 納付された掲載料は、特別な事由が無い限り還付しない。

(広告掲載料の割引)

第8条 当該年度の4月1日から3月31日まで、同一のバナー広告を連続して掲載する場合は、12ヶ月60,000円のところを50,000円とする。

2 当該年度の4月1日から9月30日まで、または、当該年度の10月1日から3月31日まで、同一のバナー広告を連続して掲載する場合は、6ヶ月30,000円のところを25,000円とする。

(広告掲載料の免除)

第9条 町長は、公益上その他必要があると認められるときときは、掲載料を免除することができる。

(広告掲載の申込等)

第10条 広告掲載の申込みは、大口町有料広告掲載事業に関する要綱第6条の規定により、有料広告掲載申込書に掲載する広告案を添えて総務部秘書広報室に提出するものとする。

2 申込みは、原則、掲載開始月の前月10日までに行わなければならない。

(広告の範囲)

第11条 広告掲載の対象となる範囲は、大口町有料広告掲載事業に関する要綱第3条を適用する。

(規制業種又は事業者)

第12条 掲載ができない業種または事業者は、大口町有料広告掲載基準第4条を適用する。

(掲載基準)

第13条 広告の掲載基準は、大口町有料広告掲載基準第5条を適用する。

(広告掲載の解除)

第14条 町長は、バナー広告の掲載決定後又は掲載中に、広告主がホームページ等に大口町有料広告掲載事業に関する要綱又は大口町有料広告掲載基準に抵触する変更を加えた場合、掲載決定の取り消し又は契約解除により掲載を中止することができる。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、広告掲載を取り下げることができる。この場合、書面によりその旨申し出なければならない。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、バナー広告に関して必要な事項は、大口町有料広告掲載事業に関する要綱及び大口町有料広告掲載基準に準ずるものとする。

附則

この要項は、平成24年4月2日から施行する。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。